

座間味村那覇出張所窓口業務委託事業  
提案募集要項

令和5年度

本公募は、令和5年度座間味村当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであるため、予算成立後に効力を生じる事業です。

今後、村議会において当初予算案が否決された場合は、当委託業務契約を締結しませんので予めご了承下さい。

## I 概要

### (1) 事業名

座間味村那覇出張所窓口等業務委託

### (2) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

＜担当部局＞

産業振興課 船舶・観光課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-987-2614

F A X 098-987-2329

(3) 契約締結の日から令和6年3月31日（予定）までとする。

### (4) 事業の目的

民間の有する多様な専門性と機動性・ノウハウを活かし、質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

### (5) 委託業務の内容

別紙仕様書による

### (6) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

### (7) 募集する内容

別紙仕様書による委託事業を達成するための具体的な実施方法を提案する。

### (8) 見積もり等に関する要件

①令和5年度委託業務の限度額は30,000,000円以内（消費税別）とする。

（企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。）

※留意事項

・令和5年度事業の実施は、当該年度予算の成立が条件となる。

## II 事業者の募集及び選定のスケジュール

### (1) 参加表明書の提出

・ 日時 令和5年3月10日（金） 17時まで（必着）

・ 場所 座間味村役場 船舶・観光課

※参加表明書を郵送にて提出すること。（別紙様式1）

※参加を辞退する際には、速やかに辞退届（別紙様式4）を提出すること。

(2) 質問書の受付

- ・ 日時 令和5年3月10日(金) 17時まで受付  
※ 質問は文書を持って行き、質問書(別紙様式5)を提出すること。
- ・ FAX可 FAX:098-987-2329

(3) 提案書の提出

- ・ 日時 令和5年3月17日(金) 17時まで(必着)
- ・ 場所 座間味村役場 船舶・観光課

(4) 審査結果について

提出された企画提案書は、審査委員会において、提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

(5) 審査結果の公表

- ・ 日時 令和5年3月22日(水)
- ・ 審査結果の公表  
審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

(6) 契約等について

提案採用事業者と契約を締結する。

### Ⅲ 参加資格要件

参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できるものは、単体企業又は、特定委託共同企業体(以下「JV」という)とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者の場合は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 沖縄県内に本店・支店又は営業所を有している者であること。
- ② 金融機関等において、金銭取扱業務及び総括業務の経験を有したことがある者であること。
- ③ 厚生労働大臣により一般労働派遣事業の許可を受けた者であること。
- ④ 最近1年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。
- ⑤ 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ⑥ 参加意思表明書提出期日以前3カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- ⑦ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ⑧ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力

団員が経営に実質的に関与していないこと。

(2) JV として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、必ず共同企業体の代表企業を決め次に掲げる要件を全て満たすものとする。

① Ⅲ(1)①から⑧を全て満たすこと。

② 代表企業は、本委託業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

(3) 参加の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出参加表明書」(別紙様式1)を提出することとし、次の書類を添付すること。

・会社概要(別紙様式2)

・財務諸表(直近1年分)

・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年分)

(4) 応募に関する留意事項

① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

② 応募者は、1つの提案しかできない。

③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。

④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。

⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書を無効とする。

⑥ 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるものとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこのかぎりではない。

⑦ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。

⑧ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

#### IV 提案について

(1) 提出書類

提案は、次に上げる書類をもって行うものとする。

委託業務提案書(任意様式A4サイズ)

見積書(別紙様式3)

(2) 提出方法

提出部数は7部持参すること。(提案書は正本を1部とし、他は写しを添付すること。)

サイズはA4とする。